

## 植物防疫法施行規則及び告示の一部改正（輸入検疫の対象となる病害虫及び輸入植物検疫措置の見直し等） について

（平成28年5月24日）

平成28年5月24日付けをもって、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び農林水産省告示の一部（下記の事項参照）が改正された旨、官報公示されましたので、お知らせします。

- 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部改正
- オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正
- 植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正
- ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正
- ブラジル産ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正
- コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正
- ベルー産ケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正
- 輸入植物検疫規程の一部改正
- 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、平成23年3月7日農林水産省告示第542号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部改正

官報掲載URL

（施行規則の改正）

<https://kanpou.npb.go.jp/20160524/20160524g00113/20160524g001130001f.html>

（農林水産省告示の改正）

<https://kanpou.npb.go.jp/20160524/20160524g00113/20160524g001130010f.html>